

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年5月12日

【発行者名】 UBS (I r l) ファンド・ソリューションズ・ピーエルシー
(UBS (I r l) Fund Solutions plc)

【代表者の役職氏名】 取締役 ナオミ・デイリー (Naomi Daly)
取締役 ウィリアム・ケネディー (William Kennedy)

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、アールスフォート・テラス 5、2階
(2nd Floor, 5 Earlsfort Terrace, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治
同 白川 剛士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS (I r l) ファンド・ソリューションズ・ピーエルシー
- UBS MSCI ACWI エス・エフ UCITS ETF
(UBS (I r l) Fund Solutions plc - UBS MSCI ACWI SF UCITS ETF)

【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
クラス (米ドルヘッジ) acc投資証券 : 25億101万ドル (約3,842億5,518万円) を上限とする。
クラス (日本円ヘッジ) acc投資証券 : 2,161億8,748万円を上限とする。
(注 1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2024年10月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。クラス (米ドルヘッジ) acc投資証券については250.1010米ドル (約38,426円) に1,000万口、クラス (日本円ヘッジ) acc投資証券については2,161.8748円に1億口をそれぞれ乗じて算出した金額である。
(注 2) 米ドルの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2024年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値 (1米ドル = 153.64円) による。
(注 3) 「エス・エフ」とは、シンセティック・ファンドをいう。
(注 4) 2025年5月12日付で、MSCI ACWI エス・エフ UCITS ETF (MSCI ACWI SF UCITS ETF) の名称は、UBS MSCI ACWI エス・エフ UCITS ETF (UBS MSCI ACWI SF UCITS ETF) に変更された。
(注 5) 2025年5月12日付で、クラス (米ドルヘッジ) A-acc投資証券およびクラス (日本円ヘッジ) A-acc投資証券の名称は、クラス (米ドルヘッジ) acc投資証券およびクラス (日本円ヘッジ) acc投資証券にそれぞれ変更された。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年12月27日付をもって提出した有価証券届出書 (2025年3月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。) (以下「原届出書」といいます。) について、2025年5月12日付で、本投資法人のサブ・ファンドであるMSCI ACWI エス・エフ UCITS ETFはUBS MSCI ACWI エス・エフ UCITS ETFに名称を変更し、クラス (米ドルヘッジ) A-acc投資証券およびクラス (日本円ヘッジ) A-acc投資証券はそれぞれクラス (米ドルヘッジ) acc投資証券およびクラス (日本円ヘッジ) acc投資証券に名称を変更し、また、投資方針、投資制限、投資リスクならびに手数料等及び税金等が変更され、本投資法人の設立地における英文目論見書が変更されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

下線部は訂正部分を示します。

2 【訂正の内容】

表紙

< 訂正前 >

(前略)

届出の対象とした募集 (売出) 外国投資証券に係る外国投資法人の名称

UBS (I r l) ファンド・ソリューションズ・ピーエルシー - MSCI ACWI エス・エフ UCITS ETF

(UBS (I r l) Fund Solutions plc - MSCI ACWI SF UCITS ETF)

届出の対象とした募集 (売出) 外国投資証券の形態及び金額

記名式無額面投資証券

クラス (米ドルヘッジ) A-acc投資証券 : 25億101万ドル (約3,842億5,518万円) を上限とする。

クラス (日本円ヘッジ) A-acc投資証券 : 2,161億8,748万円を上限とする。

(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2024年10月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。クラス (米ドルヘッジ) A-acc投資証券については250.1010米ドル (約38,426円) に1,000万口、クラス (日本円ヘッジ) A-acc投資証券については2,161.8748円に1億口をそれぞれ乗じて算出した金額である。

(注2) 米ドルの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2024年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1米ドル = 153.64円) による。

縦覧に供する場所

該当事項なし。

< 訂正後 >

(前略)

届出の対象とした募集 (売出) 外国投資証券に係る外国投資法人の名称

UBS (I r l) ファンド・ソリューションズ・ピーエルシー
- UBS MSCI ACWI エス・エフ UCITS ETF

(UBS (I r l) Fund Solutions plc - UBS MSCI ACWI SF UCITS ETF)

届出の対象とした募集 (売出) 外国投資証券の形態及び金額

記名式無額面投資証券

クラス (米ドルヘッジ) acc投資証券 : 25億101万ドル (約3,842億5,518万円) を上限とする。

クラス (日本円ヘッジ) acc投資証券 : 2,161億8,748万円を上限とする。

(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2024年10月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。クラス(米ドルヘッジ) acc投資証券については250.1010米ドル(約38,426円)に1,000万口、クラス(日本円ヘッジ) acc投資証券については2,161.8748円に1億口をそれぞれ乗じて算出した金額である。

(注2) 米ドルの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2024年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=153.64円)による。

(注3) 「エス・エフ」とは、シンセティック・ファンドをいう。

(注4) 2025年5月12日付で、MSCI ACWI エス・エフ UCITS ETF (MSCI ACWI SF UCITS ETF)の名称は、UBS MSCI ACWI エス・エフ UCITS ETF (UBS MSCI ACWI SF UCITS ETF)に変更された。

(注5) 2025年5月12日付で、クラス(米ドルヘッジ) A-acc投資証券およびクラス(日本円ヘッジ) A-acc投資証券の名称は、クラス(米ドルヘッジ) acc投資証券およびクラス(日本円ヘッジ) acc投資証券にそれぞれ変更された。

縦覧に供する場所

該当事項なし。

第一部 証券情報

第1 外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)

(1) 外国投資法人の名称

<訂正前>

UBS (I r l) ファンド・ソリューションズ・ピーエルシー

- MSCI ACWI エス・エフ UCITS ETF

(UBS (Irl) Fund Solutions plc

- MSCI ACWI SF UCITS ETF)

(以下、UBS (I r l) ファンド・ソリューションズ・ピーエルシーを「本投資法人」、MSCI ACWI エス・エフ UCITS ETFを「ファンド」または「サブ・ファンド」という場合がある。)

<訂正後>

UBS (I r l) ファンド・ソリューションズ・ピーエルシー

- UBS MSCI ACWI エス・エフ UCITS ETF

(UBS (Irl) Fund Solutions plc

- UBS MSCI ACWI SF UCITS ETF)

(以下、UBS (I r l) ファンド・ソリューションズ・ピーエルシーを「本投資法人」、UBS MSCI ACWI エス・エフ UCITS ETFを「ファンド」または「サブ・ファンド」という場合がある。)

(注1) 「エス・エフ」とは、シンセティック・ファンドをいう。以下同じ。

(注2) 2025年5月12日付で、MSCI ACWI エス・エフ UCITS ETF (MSCI ACWI SF UCITS ETF)の名称は、UBS MSCI ACWI エス・エフ UCITS ETF (UBS MSCI ACWI SF UCITS ETF)に変更された。以下同じ。

(2) 外国投資証券の形態等

<訂正前>

ファンドの投資証券は記名式無額面投資証券であり、追加型である。

UBS (I r l) ファンド・ソリューションズ・ピーエルシー - MSCI ACWI エス・エフ UCITS ETF

クラス(米ドルヘッジ) A-acc投資証券

クラス(日本円ヘッジ) A-acc投資証券

(注1) 「投資証券」とは、本投資法人の利益参加型投資証券をいい、また、文脈上許容または要求される場合、ファンドの投資証券をいう。投資証券には、議決権がある場合とない場合とがある。

(注2) ファンドには、クラス(米ドルヘッジ) A-acc投資証券およびクラス(日本円ヘッジ) A-acc投資証券以外の投資証券も存在する。クラス(米ドルヘッジ) A-acc投資証券およびクラス(日本円ヘッジ) A-acc投資証券以外の投資証券は日本で販売されていないため、以下、「投資証券」というときは、クラス(米ドルヘッジ) A-acc投資証券および/またはクラス(日本円ヘッジ) A-acc投資証券を指すものとする。

本投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

<訂正後>

ファンドの投資証券は記名式無額面投資証券であり、追加型である。

UBS (I r l) ファンド・ソリューションズ・ピーエルシー

- UBS MSCI ACWIエス・エフ UCITS ETF

クラス(米ドルヘッジ) acc投資証券

クラス(日本円ヘッジ) acc投資証券

(注1)「投資証券」とは、本投資法人の利益参加型投資証券をいい、また、文脈上許容または要求される場合、ファンドの投資証券をいう。投資証券には、議決権がある場合とない場合とがある。

(注2)ファンドには、クラス(米ドルヘッジ) acc投資証券およびクラス(日本円ヘッジ) acc投資証券以外の投資証券も存在する。クラス(米ドルヘッジ) acc投資証券およびクラス(日本円ヘッジ) acc投資証券以外の投資証券は日本で販売されていないため、以下、「投資証券」というときは、クラス(米ドルヘッジ) acc投資証券および/またはクラス(日本円ヘッジ) acc投資証券を指すものとする。

(注3) 2025年5月12日付で、クラス(米ドルヘッジ) A-acc投資証券およびクラス(日本円ヘッジ) A-acc投資証券の名称は、クラス(米ドルヘッジ) acc投資証券およびクラス(日本円ヘッジ) acc投資証券にそれぞれ変更された。以下同じ。

本投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

本投資法人の投資目的および投資方針

投資目的および投資方針

(中略)

参照指数または参照資産に関する追加情報

(中略)

(e) ファンドが参照指数または参照資産へのエクスポージャーを獲得するために一または複数の金融デリバティブ商品を利用する場合、関連する計算代理人は、他の適格な者(以下「承認カウンターパーティー」という。)とファンドのために取引の経済的効果を維持するよう、当該金融デリバティブ商品の詳細な規定に従い当該金融デリバティブ商品の変更を行う裁量を有する。

参照指数または参照資産の変更または代替

(中略)

(g) 関連する指数提供者の所有権に変更が生じ、および/または関連指数の名称に変更が生じた場合

(中略)

ヘッジクラス

(中略)

投資証券のあるクラスが通貨ヘッジの対象となる場合、かかるクラスの発行に際し作成されたファンドの補遺においてその旨が開示される。あるクラスにおける通貨エクスポージャーはいずれも、ファンドの他のいずれのクラスにおける通貨エクスポージャーとも合算またはこれと相殺することはできない。あるクラスに帰属する資産の通貨エクスポージャーは、ヘッジされているクラスに配分さ

れなくてはならず、他のクラスに配分することはできない。投資運用会社が通貨変動に対するヘッジを追求する場合、意図しないにもかかわらず、本投資法人の支配の及ばない外的要因によってオーバー・ヘッジまたはアンダー・ヘッジのポジションが生じる可能性がある。かかるヘッジでは、関連する投資証券クラスの純資産のうち為替リスクをヘッジする部分の95%以上をヘッジする。本投資法人の支配の及ばない事項により、通貨エクスポージャーは、オーバー・ヘッジされるか、またはアンダー・ヘッジされることがあるが、実行済みのオーバー・ヘッジ・ポジションが、関連する投資証券クラスの純資産の105%を超えることは認められない。ヘッジ・ポジションは、オーバー・ヘッジまたはアンダー・ヘッジのポジションが上記に開示される許容レベルを上回らない/下回らないことを確保するため、少なくとも関連するファンドの評価頻度と同様の頻度で継続的に常に監視される。かかる監視には、当該ポジションが上記に開示される許容ポジション・レベルを維持し、かつ、関連する投資証券クラスの純資産の100%を実質的に超えるポジションが翌月に繰り越されないことを確保すべく定期的にヘッジ取決めの見直しを行うための手続きが含まれる。特定クラスにおいてヘッジが成功している場合、当該クラスのパフォーマンスは、関連するヘッジ報酬またはコストを考慮する前の原資産のパフォーマンスに連動して推移する可能性が高く、結果として当該クラスの通貨が基準通貨に対して下落/上昇しても、当該クラスの投資家に利益/損失は生じない。投資証券クラス間で負債は分別されないため、一定の状況において、独立して「ヘッジを行った」投資証券クラスに関連する通貨ヘッジ取引により、関連するファンドのその他の投資証券クラスの純資産価額に影響が及ぶような負債が生じるリスクが存在する。

(中略)

ESGフォーカス・ファンド/ESGインパクト・ファンド

投資運用会社は、一定のファンドをESGフォーカス・ファンド/ESGインパクト・ファンドに分類することができる。ESGフォーカス・ファンド/ESGインパクト・ファンドは、ESGの特性を促進し、または投資方針において定義される特定のサステナビリティもしくはインパクトにおける目標を有している。

別途関連するファンドの英文目論見書補遺に記載されている場合を除いて、ある特定のファンドの投資先となる投資対象は、環境的に持続可能な経済活動についてのEU基準を考慮しない。

(中略)

投資証券の概要

投資証券クラス

投資証券クラス***	* 「(米ドル)ヘッジ」 A-acc	* 「(米ドル)ヘッジ」 A-acc	* 「(ユーロ)ヘッジ」 A-acc	* 「(スイスフラン)ヘッジ」 A-acc	* 「(英ポンド)ヘッジ」 A-acc	** 「(米ドル)ヘッジ」 A-Ukdis	** 「(ユーロ)ヘッジ」 A-Ukdis	** 「(英ポンド)ヘッジ」 A-Ukdis	** 「(スイスフラン)ヘッジ」 A-Ukdis	** 「(英ポンド)ヘッジ」 A-dis	* 「(日本円)ヘッジ」 A-acc	** 「(日本円)ヘッジ」 A-Ukdis
------------	--------------------	--------------------	--------------------	-----------------------	---------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	--------------------------	----------------------	--------------------	-----------------------

(中略)

投資証券クラス***	* 「(ユーロ)ヘッジ」 A-acc	* 「(スイスフラン)ヘッジ」 A-acc	* 「(英ポンド)ヘッジ」 A-acc	* 「(日本円)ヘッジ」 A-acc	** 「(米ドル)ヘッジ」 A-Ukdis	** 「(ユーロ)ヘッジ」 A-Ukdis	** 「(スイスフラン)ヘッジ」 A-Ukdis	** 「(英ポンド)ヘッジ」 A-Ukdis	** 「(日本円)ヘッジ」 A-Ukdis	* 「(ポーランドズロチ)ヘッジ」 A-acc	* 「(ノルウェー・クローネ)ヘッジ」 A-acc	* 「(スウェーデン・クローネ)ヘッジ」 A-acc
------------	--------------------	-----------------------	---------------------	--------------------	-----------------------	-----------------------	--------------------------	------------------------	-----------------------	-------------------------	---------------------------	----------------------------

(中略)

投資証券クラス***	* 「(シンガポール・ドル)ヘッジ」 A-acc	* 「(香港ドル)ヘッジ」 A-acc	** 「(ポーランドズロチ)ヘッジ」 A-Ukdis	** 「(ノルウェー・クローネ)ヘッジ」 A-Ukdis	** 「(スウェーデン・クローネ)ヘッジ」 A-Ukdis	** 「(シンガポール・ドル)ヘッジ」 A-Ukdis	** 「(香港ドル)ヘッジ」 A-Ukdis
------------	--------------------------	---------------------	----------------------------	------------------------------	-------------------------------	-----------------------------	------------------------

(中略)

* 「A-acc」投資証券クラスと総称する。

** 「A-dis」投資証券クラスと総称する。

(中略)

当初募集期間

(スイスフランヘッジ) A-accクラス、(スイスフランヘッジ) A-Ukdisクラス、(ユーロヘッジ) A-accクラス、(ユーロヘッジ) A-Ukdisクラス、(英ポンドヘッジ) A-Ukdisクラス、(米ドルヘッ

ジ) A-accクラス、(米ドルヘッジ) A-UKdisクラス、(米ドル) A-accクラス、(米ドル) A-UKdisクラス、(日本円ヘッジ) A-accクラスおよび(シンガポール・ドルヘッジ) A-accクラスは設定されおり、かかるクラスの投資証券は、各取引日に、当該時点で有効な1口当たり純資産価格で入手可能である。

(英ポンドヘッジ) A-accクラス、(英ポンドヘッジ) A-disクラス、(日本円ヘッジ) A-UKdisクラス、(ユーロ) A-accクラス、(スイスフラン) A-accクラス、(英ポンド) A-accクラス、(日本円) A-accクラス、(ユーロ) A-UKdisクラス、(スイスフラン) A-UKdisクラス、(英ポンド) A-UKdisクラス、(日本円) A-UKdisクラス、(ポーランドズロチヘッジ) A-accクラス、(ノルウェー・クローネヘッジ) A-accクラス、(スウェーデン・クローナヘッジ) A-accクラス、(香港ドルヘッジ) A-accクラス、(ポーランドズロチヘッジ) A-UKdisクラス、(ノルウェー・クローネヘッジ) A-UKdisクラス、(スウェーデン・クローナヘッジ) A-UKdisクラス、(シンガポール・ドルヘッジ) A-UKdisクラスおよび(香港ドルヘッジ) A-UKdisクラスの当初募集期間は、2022年10月20日午前9時(アイルランド時間)に開始し、2023年4月19日午後5時(アイルランド時間)に終了する予定である。

(中略)

投資証券クラス	「A-acc」	「A-dis」
交換費用	最大3%	最大3%
発行市場取引コスト*	最大1%	最大1%

(中略)

投資証券クラス	「A-acc」	「A-dis」
定率報酬	年間0.21%	年間0.21%

(中略)

MSCI ACWIエス・エフ UCITS ETFの投資目的および投資方針

(中略)

投資方針

(中略)

ファンドの投資先に関して、環境的に持続可能な経済活動についてのEU基準は考慮されない(持続可能な投資促進のための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則(EU)2020/852の第7条および金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則(EU)2019/2088(以下「SFDR」という。)の改正(随時の何らかの形式における補足、統合、置換えまたはその他の修正を含む(以下「タクソノミー規則」という。))。)

ファンドは、SFDR第6条を遵守する。

ファンドの投資方針についての詳細は、上記「本投資法人の投資目的および投資方針」ならびに下記「(4)投資制限」において記載されている。

(後略)

<訂正後>

本投資法人の投資目的および投資方針

投資目的および投資方針

(中略)

参照指数または参照資産に関する追加情報

(中略)

(e) ファンドが参照指数または参照資産へのエクスポージャーを獲得するために一または複数の金融デリバティブ商品を利用する場合、関連する計算代理人は、他の適格な者(以下「承認カウ

ンターパーティー」という。)とファンドのために取引の経済的効果を維持するよう、当該金融デリバティブ商品の詳細な規定に従い当該金融デリバティブ商品の変更を行う裁量を有する。

(f) 指数提供者が定める一定の基準値を超えた場合、参照指数の証券は、随時、参照指数の構成銘柄から除外されることがある。セクターおよび収益水準を含む除外のパラメーターに関するさらなる詳細については、それぞれの関連する英文目論見書補遺の「指数の組成方法」の項を参照されたい。投資運用会社は、ファンドを変更後の参照指数または参照資産に沿ったものとするために、ファンドの運用において様々な戦略を採用することがある。

(g) ファンドが参照指数または参照資産へのエクスポージャーを獲得するために一または複数の金融デリバティブ商品を利用する場合、ファンドは、参照指数または参照資産(場合に応じる。)のものと同じ環境的特性を促進する。

関連する英文目論見書補遺に記載されるとおり、指数提供者は定期的に参照指数のリバランスを行い、また、投資運用会社が、関連する英文目論見書補遺に定められる、関連するファンドの投資方針に定める制限に従って参照指数または参照資産を追従する。

関連する英文目論見書補遺に別途定めのない限り、(関連する英文目論見書補遺において開示される) SFDR第8条または第9条を遵守するファンドの投資目的は、英文目論見書の規定に従い、ファンドの参照指数または参照資産の価格、収益のパフォーマンスおよびESG特性を含むその特性に追従することである。

参照指数または参照資産の変更または代替

(中略)

(g) 関連する指数提供者の所有権に変更が生じ、および/または関連参照指数の名称に変更が生じた場合

(中略)

ヘッジクラス

(中略)

投資証券のあるクラスが通貨ヘッジの対象となる場合、かかるクラスの発行に際し作成されたファンドの補遺においてその旨が開示される。あるクラスにおける通貨エクスポージャーはいずれも、ファンドの他のいずれのクラスにおける通貨エクスポージャーとも合算またはこれと相殺することはできない。あるクラスに帰属する資産の通貨エクスポージャーは、ヘッジされているクラスに配分されなくてはならず、他のクラスに配分することはできない。投資運用会社が通貨変動に対するヘッジを追求する場合、意図しないにもかかわらず、本投資法人の支配の及ばない外的要因によってオーバー・ヘッジまたはアンダー・ヘッジのポジションが生じる可能性がある。かかるヘッジでは、関連する投資証券クラスの純資産のうち為替リスクをヘッジする部分の95%以上をヘッジする。本投資法人の支配の及ばない事項により、通貨エクスポージャーは、オーバー・ヘッジされるか、またはアンダー・ヘッジされることがあるが、実行済みのオーバー・ヘッジ・ポジションが、関連する投資証券クラスの純資産の105%を超えることは認められない。ヘッジ・ポジションは、オーバー・ヘッジまたはアンダー・ヘッジのポジションが上記に開示される許容レベルを上回らない/下回らないことを確保するため、少なくとも関連するファンドの評価頻度と同様の頻度で継続的に常に監視される。かかる監視には、当該ポジションが上記に開示される許容ポジション・レベルを維持し、かつ、関連する投資証券クラスの純資産の100%を実質的に超えるポジションが翌月に繰り越されないことを確保すべく定期的にヘッジ取決めの見直しを行うための手続きが含まれる。特定クラスにおいてヘッジが成功している場合、当該クラスのパフォーマンスは、関連するヘッジ報酬またはコストを考慮する前の原資産のパフォーマンスに連動して推移する可能性が高く、結果として当該クラスの通貨が基準通貨に対して下落/上昇しても、当該クラスの投資家に利益/損失は生じない。投資証券クラス間で負債は

分別されないため、一定の状況において、「ヘッジ」投資証券クラスに関連する通貨ヘッジ取引により、関連するファンドのその他の投資証券クラスの純資産価額に影響が及ぶような負債が生じるリスクが存在する。

(中略)

ESGフォーカス・ファンド/ESGインパクト・ファンド

投資運用会社は、一定のファンドをESGフォーカス・ファンド/ESGインパクト・ファンドに分類することがある。ESGフォーカス・ファンド/ESGインパクト・ファンドは、ESGの特性を促進し、または投資方針において定義される特定のサステナビリティもしくはインパクトにおける目標を有している。

別途関連するファンドの英文目論見書補遺に記載されている場合を除いて、ある特定のファンドの投資先となる投資対象は、環境的に持続可能な経済活動についてのEU基準を考慮しない。

エンゲージメント・プログラム

エンゲージメント・プログラムは、UBSアセット・マネジメントが特定のESG要因に関する懸念事項またはテーマ別トピックを特定した場合に企業を優先順位付け/選定することを目的とする。これらの企業は、UBSアセット・マネジメントが投資する企業ユニバース全体から、グローバル・スチュアードシップ・ポリシーに概説されているUBSの原則に従ってトップダウン・アプローチで選定される。優先順位付けのプロセスでは、企業とのエンゲージメントが必要かどうか、またかかるエンゲージメントがいつ必要かを判断する。企業がエンゲージメント・プログラムに選定された場合、エンゲージメントに関する対話は通常少なくとも2年間続く。これは、本ポートフォリオの企業に関して、一定期間中にサステナビリティ関連のエンゲージメントが行われたことを示すものではなく、また、本ポートフォリオの企業が積極的なエンゲージメントを目的として選ばれたことを示すものでもない。UBSアセット・マネジメントの企業選定、エンゲージメント活動、優先順位付けプロセスおよび懸念事項に対する理解に関する情報は、UBSアセット・マネジメントのステュアードシップ年次報告書およびステュアードシップ方針に記載されており、以下のウェブサイトで入手可能である。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing/stewardship-engagement.html>

議決権

UBSは、UBSアセット・マネジメントの議決権行使方針およびUBSアセット・マネジメントのステュアードシップ方針に概説されている原則に基づき、以下の2つの基本的な目的のために、議決権を積極的に行行使する。

1. UBSの顧客の最善の財務的利益のために行われ、当該顧客の投資対象の長期的な価値を高めること。
2. 取締役会における最良慣行を推進し、強力なサステナビリティの実践を奨励すること。

これは、サブ・ファンドが保有する企業に関して、特定の期間中にサステナビリティ関連のトピックにおける議決権行使が行われたことを示すものではない。特定の企業に対する議決権行使活動については、以下のウェブサイトでUBSアセット・マネジメントのステュアードシップ年次報告書を参照のこと。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing/stewardship-engagement.html>

(中略)

投資証券の概要

投資証券クラス

投資証券 クラス	* (米ドル) acc	* (米ドル ヘッジ) acc	* (ユーロ ヘッジ) acc	* (スイス フラン ヘッジ) acc	* (英ポンド ヘッジ) acc	** (米ドル ヘッジ) UKdis	** (ユーロ ヘッジ) UKdis	** (英ポンド ヘッジ) UKdis	** (スイス フラン ヘッジ) UKdis	** (英ポンド ヘッジ) dis	* (日本円 ヘッジ) acc	** (日本円 ヘッジ) UKdis
-------------	----------------	-----------------------	-----------------------	------------------------------	------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------------	---------------------------------	-------------------------	-----------------------	--------------------------

(中略)

投資証券 クラス	* (ユーロ) acc	* (スイス フラン) acc	* (英ポンド) acc	* (日本円) acc	** (米ドル) UKdis	** (ユーロ) UKdis	** (スイス フラン) UKdis	** (英ポンド) UKdis	** (日本円) UKdis	* (ポーランド ズロチヘッジ) acc	* (ノル ウェー・クロ ネヘッジ) acc	* (スウェーデ ン・クロネ ヘッジ) acc
-------------	----------------	-----------------------	-----------------	----------------	-------------------	-------------------	--------------------------	--------------------	-------------------	----------------------------	------------------------------	-------------------------------

(中略)

投資証券 クラス	* (シンガ ポール・ ドル ヘッジ) acc	* (香港ドル ヘッジ) acc	** (ポーランド ズロチヘッジ) UKdis	** (ノル ウェー・クロ ネヘッジ) UKdis	** (スウェーデ ン・クロネ ヘッジ) UKdis	** (シンガ ポール・ ドルヘッジ) UKdis	** (香港ドル ヘッジ) UKdis
-------------	-------------------------------------	------------------------	-------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	------------------------------------	---------------------------

(中略)

* 「acc」投資証券クラスと総称する。

** 「dis」投資証券クラスと総称する。

(中略)

当初募集期間

(スイスフランヘッジ) accクラス、(スイスフランヘッジ) UKdisクラス、(ユーロヘッジ) accクラス、(ユーロヘッジ) UKdisクラス、(英ポンドヘッジ) UKdisクラス、(米ドルヘッジ) accクラス、(米ドルヘッジ) UKdisクラス、(米ドル) accクラス、(米ドル) UKdisクラス、(日本円ヘッジ) accクラスおよび(シンガポール・ドルヘッジ) accクラスは設定されており、かかるクラスの投資証券は、各取引日に、当該時点で有効な1口当たり純資産価格で入手可能である。

(英ポンドヘッジ) accクラス、(英ポンドヘッジ) disクラス、(日本円ヘッジ) UKdisクラス、(ユーロ) accクラス、(スイスフラン) accクラス、(英ポンド) accクラス、(日本円) accクラス、(ユーロ) UKdisクラス、(スイスフラン) UKdisクラス、(英ポンド) UKdisクラス、(日本円) UKdisクラス、(ポーランドズロチヘッジ) accクラス、(ノルウェー・クロネヘッジ) accクラス、(スウェーデン・クロネヘッジ) accクラス、(香港ドルヘッジ) accクラス、(ポーランドズロチヘッジ) UKdisクラス、(ノルウェー・クロネヘッジ) UKdisクラス、(スウェーデン・クロネヘッジ) UKdisクラス、(シンガポール・ドルヘッジ) UKdisクラスおよび(香港ドルヘッジ) UKdisクラスの当初募集期間は、2022年10月20日午前9時(アイルランド時間)に開始し、2023年4月19日午後5時(アイルランド時間)に終了する予定である。

(中略)

投資証券クラス	「acc」	「dis」
交換費用	最大3%	最大3%
発行市場取引コスト*	最大1%	最大1%

(中略)

投資証券クラス	「acc」	「dis」
定率報酬	年間0.21%	年間0.21%

(中略)

UBS MSCI ACWIエス・エフ UCITS ETFの投資目的および投資方針

(中略)

投資方針

(中略)

ファンドの投資先に関して、環境的に持続可能な経済活動についてのEU基準は考慮されない(持続可能な投資促進のための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則(EU)2020/852の第7条および金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則(EU)2019/2088(以下「SFDR」という。)の改正(随時の何

らかの形式における補足、統合、置換えまたはその他の修正を含む(以下「タクソノミー規則」という。))。

ファンドは、SFDR第6条を遵守する。

ファンドは、その投資戦略および原資産の性質がサステナビリティ要因に及ぼす主な悪影響を考慮する。

主要な悪影響(以下「PAI」という。)とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。投資運用会社は、その参照指数の選択プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標は、証券バスケットの選択プロセスの一環として考慮されている。

1.14 「非人道的兵器(対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器)へのエクスポージャー」

- 投資運用会社は、証券バスケットを選択することにより、ファンドがクラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業を直接保有しないことを確保する。企業が非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与するまたはそのような企業の過半数株主(50%以上の持株比率)である場合、非人道的兵器に関与するものとみなされる。

本投資法人の年次報告書には、サステナビリティ要因に及ぼす主な悪影響に関する情報が含まれる。

ファンドの投資方針についての詳細は、上記「本投資法人の投資目的および投資方針」ならびに下記「(4)投資制限」において記載されている。

(後略)

(3) 分配方針

<訂正前>

(前略)

ファンドの分配方針

ファンドは、(米ドル) A-accクラス、(米ドルヘッジ) A-accクラス、(ユーロヘッジ) A-accクラス、(スイスフランヘッジ) A-accクラス、(日本円ヘッジ) A-accクラス、(英ポンドヘッジ) A-accクラス、(ポーランドズロチヘッジ) A-accクラス、(ノルウェー・クローネヘッジ) A-accクラス、(スウェーデン・クローナヘッジ) A-accクラス、(シンガポール・ドルヘッジ) A-accクラス、(香港ドルヘッジ) A-accクラス、(ユーロ) A-accクラス、(スイスフラン) A-accクラス、(英ポンド) A-accクラスおよび(日本円) A-accクラス投資証券に関して分配を行う予定はない。ただし、取締役会は、その絶対的な裁量において、これらの投資証券のクラスに関して分配を宣言することを決定することができ、その場合、投資主は通知を受ける。ファンドが支払う分配は、上記「本投資法人の分配方針」に記載される分配方針に従って行われる。

取締役会は、12月31日および/または6月30日に終了する6か月または12か月に関して、(米ドルヘッジ) A-UKdisクラス、(ユーロヘッジ) A-UKdisクラス、(英ポンドヘッジ) A-UKdisクラス、(英ポンドヘッジ) A-disクラス、(日本円ヘッジ) A-UKdisクラス、(スイスフランヘッジ) A-UKdisクラス、(ポーランドズロチヘッジ) A-UKdisクラス、(ノルウェー・クローネヘッジ) A-UKdisクラス、(米ドル) A-UKdisクラス、(ユーロ) A-UKdisクラス、(スイスフラン) A-UKdisクラス、(英ポンド) A-UKdisクラス、(スウェーデン・クローナヘッジ) A-UKdisクラス、(シンガポール・ドルヘッジ) A-UKdisクラス、(香港ドルヘッジ) A-UKdisクラスおよび(日本円) A-UKdisクラス投資証券に帰属する分配を宣言することができる。かかる分配は、以下を原資として宣言することができる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ファンドの分配方針

ファンドは、(米ドル) accクラス、(米ドルヘッジ) accクラス、(ユーロヘッジ) accクラス、(スイスフランヘッジ) accクラス、(日本円ヘッジ) accクラス、(英ポンドヘッジ) accクラス、(ポーランドズロチヘッジ) accクラス、(ノルウェー・クローネヘッジ) accクラス、(スウェーデン・クローナヘッジ) accクラス、(シンガポール・ドルヘッジ) accクラス、(香港ドルヘッジ) accクラス、(ユーロ) accクラス、(スイスフラン) accクラス、(英ポンド) accクラスおよび(日本円) accクラス投資証券に関して分配を行う予定はない。ただし、取締役会は、その絶対的な裁量において、これらの投資証券のクラスに関して分配を宣言することを決定することができ、その場合、投資主は通知を受ける。ファンドが支払う分配は、上記「本投資法人の分配方針」に記載される分配方針に従って行われる。

取締役会は、12月31日および/または6月30日に終了する6か月または12か月に関して、(米ドルヘッジ) UKdisクラス、(ユーロヘッジ) UKdisクラス、(英ポンドヘッジ) UKdisクラス、(英ポンドヘッジ) disクラス、(日本円ヘッジ) UKdisクラス、(スイスフランヘッジ) UKdisクラス、(ポーランドズロチヘッジ) UKdisクラス、(ノルウェー・クローネヘッジ) UKdisクラス、(米ドル) UKdisクラス、(ユーロ) UKdisクラス、(スイスフラン) UKdisクラス、(英ポンド) UKdisクラス、(スウェーデン・クローナヘッジ) UKdisクラス、(シンガポール・ドルヘッジ) UKdisクラス、(香港ドルヘッジ) UKdisクラスおよび(日本円) UKdisクラス投資証券に帰属する分配を宣言することができる。かかる分配は、以下を原資として宣言することができる。

(後略)

(4) 投資制限

<訂正前>

本投資法人の投資制限

(中略)

3. 集団投資スキーム(以下「CIS」という。)への投資

(a) ファンドは、その純資産総額の10%を超えて同一CISに投資してはならない。ただし、関係するファンドの英文目論見書補遺に明記されている場合はこの限りではない。当該英文目論見書補遺において、同一CISへの投資は、その純資産総額の20%を許容上限とする。

(b) AIFへの投資は、合計で、純資産総額の30%を超えてはならない。

(c) ファンドが、ファンドの投資運用会社により、または共通の管理もしくは支配によるか、直接もしくは間接的な実質的所有によりファンドの投資運用会社と関係している他の会社により、直接または委任により運用されている他のCISの受益証券に投資する場合、当該投資運用会社または当該他の会社は、当該ファンドが当該他のCISの受益証券に投資していることを理由に、申込手数料、転換手数料または買戻手数料を請求してはならない。かかる他のCISが請求する管理報酬の上限または総費用率(TER)(もしあれば)は、かかる他のCISへの投資を選択したそれぞれのファンドの補遺に記載される。

(d) ファンドの投資運用会社が他のCISの受益証券への投資により手数料(割戻手数料を含む。)を受領する場合、かかる手数料は、ファンドの財産に払い込まなければならない。

(中略)

6. 指数トラッキング・ファンド

(中略)

クラスター爆弾および対人地雷に関する国際連合条約：投資運用会社は、核、生物兵器または化学兵器（NBC兵器）、クラスター爆弾および/または対人地雷（禁止軍需物資）の開発、仲介、取得、輸入、輸出、製作、生産、保管または取引に直接関与する企業またはこれらに関連するサービスを提供する企業に対していかなる投資も行われなことを確保するものとする。さらに、これらの制限は、当該ファンドが非人道的兵器の製造または販売に関与する企業の証券を取得することを禁止する。当該禁止は、UBSの方法論に基づいている。

ファンドの投資制限

投資制限

投資家は、上記「**本投資法人の投資制限**」に定める一般的な投資制限がファンドに適用されることに留意しなければならない。また、以下の投資制限がファンドに適用されるものとする。

- ファンドは、本投資法人の他のファンドの投資証券を保有する本投資法人のファンドに投資してはならない。
- ファンド資産の少なくとも80%は、投資信託の投資証券ではなく、かつ、欧州議会と2004年4月21日付理事会の金融商品市場に関する通達2004 / 39 / ECに定義される、規制ある市場に上場されまたはかかる市場で取引される株式に投資される。

借入れ

(後略)

<訂正後>

本投資法人の投資制限

(中略)

3. 集団投資スキーム(以下「CIS」という。)への投資

- (a) ファンドは、その純資産総額の20%を超えて同一CISに投資してはならない。
- (b) AIFへの投資は、合計で、純資産総額の30%を超えてはならない。
- (c) ファンドは、合計で、その純資産総額の10%を超えて他のCISに投資してはならない。当該CISは、合計で、純資産総額の10%を超えて他のCISに投資することが禁止されている。
- (d) ファンドが、ファンドの投資運用会社により、または共通の管理もしくは支配によるか、直接もしくは間接的な実質的所有によりファンドの投資運用会社と関係している他の会社により、直接または委任により運用されている他のCISの受益証券に投資する場合、当該投資運用会社または当該他の会社は、当該ファンドが当該他のCISの受益証券に投資していることを理由に、申込手数料、転換手数料または買戻手数料を請求してはならない。かかる他のCISが請求する管理報酬の上限または総費用率(TER)(もしあれば)は、かかる他のCISへの投資を選択したそれぞれのファンドの補遺に記載される。
- (e) ファンドの投資運用会社が他のCISの受益証券への投資により手数料(割戻手数料を含む。)を受領する場合、かかる手数料は、ファンドの財産に払い込まなければならない。

(中略)

6. 指数トラッキング・ファンド

(中略)

クラスター爆弾および対人地雷に関する国際連合条約：投資運用会社は、核、生物兵器または化学兵器（NBC兵器）、クラスター爆弾および/または対人地雷（禁止軍需物資）の開発、仲介、取得、輸入、輸出、製作、生産、保管または取引に直接関与する企業またはこれらに関連するサービスを提供する企業に対していかなる投資も行われなことを確保するものとする。さらに、これらの制限は、

当該ファンドが非人道的兵器の製造または販売に関与する企業の証券を取得することを禁止する。当該禁止は、UBSの方法論に基づいている。

大麻除外リスト

参照指数を複製するすべてのファンドに関して、投資運用会社は、ファンドが保有する譲渡可能証券のポートフォリオについて、大麻の商業生産、流通または販売に関与する特定の企業（以下「大麻証券」という。）への投資を除外するためにスクリーニングが行われることを確保するために自社のツールを利用する。

当該除外はUBSのメソドロジーに基づく。

ファンドの投資制限

投資制限

投資家は、上記「本投資法人の投資制限」に定める一般的な投資制限がファンドに適用されることに留意しなければならない。また、以下の投資制限がファンドに適用されるものとする。

() ファンドは、本投資法人の他のファンドの投資証券を保有する本投資法人のファンドに投資してはならない。

() 疑義を避けるために付言すると、UCITS規則の規則68(2)(a)に従い、ファンドは、英文目論見書第5.1条に詳述される証券である「許可された証券」以外の証券に対し、その純資産総額の10%を超えて投資することが認められている。

ドイツ投資税法による開示

本投資法人は、ファンドのすべての投資証券クラスについて、ドイツにおける税務報告上の地位を求める意向である。これに基づき、英文目論見書に記載される投資制限に加え、ファンドは、その純資産価額の少なくとも80%をエクイティ・パーティシペーション（以下「エクイティ・パーティシペーション比率」という。）に投資するという制限にも従う。エクイティ・パーティシペーション比率の詳細については、英文目論見書から確認することができる。

ファンドはそれぞれの資産のうち50%より大きい割合をエクイティ投資（ドイツ投資税法第2条第(8)項および関連する指針に定義される。）に対し継続的に投資することから、ドイツ投資税法第2条第(6)項における意味の範囲における「エクイティ・ファンド」として、ドイツ投資税法第20条第(1)項に基づく部分的課税免除の資格を有する。

投資家は、取得されたドイツの税務報告上の地位がもたらす影響に関して税務顧問に問い合わせるべきである。

借入れ

(後略)

3 投資リスク

<訂正前>

a. リスク要因

(中略)

指数計算リスク：

参照指数の価格は、各指数提供者またはその代理人により定期的に計算および公表され、公表された価格は、スワップ契約の価格、ひいてはファンドの純資産価額に関する不可欠な部分を構成する。したがって、投資家は、参照指数の水準が誤ってまたは不正確に計算または公表されるというリスクにさらされる。一切の日に関する水準が最初に公表された後、かつ、当該日の純資産価額が公表された後に参照指数の水準が変更された場合でも、当該日のファンドの純資産価額は、参照指数の新たな水準を反映して変更されることはない。

空売りリスク：

(中略)

香港の政治リスク

香港は、「一国二制度」の原則の下、中華人民共和国（以下「PRC」という。）の特別行政区（SAR）として、1997年7月1日に中国に返還された。中国は、2047年6月30日まで香港の現行の資本主義的な経済制度および社会制度を維持する義務を負っているが、香港で享受されている経済的および社会的な自由の継続は、中国政府次第である。中国が香港の政治、経済、法律または社会の政策に対する規制の強化を試みる場合、香港の市場が悪影響を受ける可能性がある。また、香港ドルは、米ドルに関して固定為替相場取引されており（つまり米ドルに「釘付けにされて」おり）、このことが香港経済の成長および安定に寄与してきた。しかし、この通貨の釘付けがいつまで継続するか、また、代替的な為替相場制度の確立が香港経済にどのような影響を及ぼすかは不確実である。ファンドの純資産価額は米ドルで表示されることがあるため、代替的な為替相場制度の確立は、関連するファンドの純資産価額の減少をもたらす可能性がある。

香港への投資のリスク

ファンドは、香港の発行体に投資することにより、香港に特有の法律、規制、政治、通貨、安全保障および経済に関するリスクにさらされることがある。中国は、輸出および輸入の両方に関して、香港の最大の貿易相手である。中国の経済、貿易規制または為替相場のあらゆる変化は、香港経済に悪影響を及ぼす可能性がある。

香港経済は、中国経済と密接に結びついている。中国経済は、ここ数年の間に急成長を遂げているが、この成長率が維持されるという保証はない。中国は、大幅なインフレ率または景気後退に直面する可能性があり、これは経済および証券市場に悪影響を及ぼす。企業再編の遅延、十分に機能する金融市場の発展の低迷および汚職のまん延もまた、中国の景気動向の妨げとなっており、中国は引き続き、公式な為替相場を自由化しようとする貿易相手から大きな圧力を受ける。

PRCへの投資

PRCの経済リスク

(中略)

PRCの経済は、過去20年間に於いて大きくかつ急速に成長を遂げた。しかし、この成長は続く可能性もあれば、続かない可能性もあり、PRCの経済の異なる地理的地域および部門に均等に適用されない可能性がある。経済成長はまた、高いインフレの期間を伴った。PRC政府は、インフレを管理し、PRC経済の経済成長率を抑制するためのさまざまな措置を随時行っている。さらに、PRC政府は、PRCの経済を発展させるため、分権化および市場原理の利用を達成するための経済改革を実行している。これら

の改革は、大きな経済成長および社会の進歩をもたらした。しかし、PRC政府がこのような経済政策を引き続き追求するという保証はなく、また、追求した場合に、かかる政策が引き続き奏功するという保証はない。かかる経済政策の調整および変更は、中国の証券市場に悪影響を及ぼす可能性があり、よって最終的にはファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

これらの要因は、ファンドのボラティリティを上昇させ、よって投資家の投資の価値に対する損失リスクを増大させる可能性がある。

(後略)

<訂正後>

a. リスク要因

(中略)

指数計算リスク：

参照指数の価格は、各指数提供者またはその代理人により定期的に計算および公表され、公表された価格は、スワップ契約の価格、ひいてはファンドの純資産価額に関する不可欠な部分を構成する。したがって、投資家は、参照指数の水準が誤ってまたは不正確に計算または公表されるというリスクにさらされる。一切の日に関する水準が最初に公表された後、かつ、当該日の純資産価額が公表された後に参照指数の水準が変更された場合でも、当該日のファンドの純資産価額は、参照指数の新たな水準を反映して変更されることはない。

指数追従リスク：

指数提供者が参照指数を正確に作成するという保証はなく、または参照指数が正確に決定され、構成され、もしくは計算されるという保証はない。指数提供者は、参照指数がどのような目的を達成するように設計されているかに関する説明を提供するが、参照指数に関するデータの品質、正確性または完全性に関していかなる保証も行わず、または一切の責任を負わず、かつ、参照指数が、説明された指数の組成方法に沿うことを保証しない。

本投資法人および関連会社は、指数提供者による誤りに関して一切の保証を行わない。データの品質、正確性および完全性に関する誤りは、随時発生する可能性があり、特に指数が一般的に使用されていない場合には、一定期間において特定されず、かつ、訂正されない可能性がある。したがって、指数提供者の誤りに関連する利益、損失またはコストは、ファンドおよびその投資者が維持または負担する。例えば、参照指数が誤った構成銘柄を含む期間中、かかる公表された参照指数に追従するファンドは、当該構成銘柄に対して市場エクスポージャーを有することとなり、参照指数に含まれるべきであった構成銘柄のリスクにはさらされないこととなる。そのため、誤りにより、ファンドおよびその投資者に対して、マイナスまたはプラスのパフォーマンスの影響が及ぶこととなる可能性がある。投資者は、指数提供者の誤りによる利益はファンドおよびその投資者に帰属すること、ならびに、指数提供者の誤りにより生じる損失はファンドおよびその投資者が負担することを理解すべきである。

空売りリスク：

(中略)

香港の政治リスク

香港は、「一国二制度」の原則の下、中華人民共和国(以下「PRC」という。)の特別行政区(SAR)として、1997年7月1日に中国に返還された。PRCは、2047年6月30日まで香港の現行の資本主義的な経済制度および社会制度を維持する義務を負っているが、香港で享受されている経済的および社会的な自由の継続は、PRC政府次第である。PRCが香港の政治、経済、法律または社会の政策に対する規制の強化を試みる場合、香港の市場が悪影響を受ける可能性がある。また、香港ドルは、米ドルに関して固定為替相場場で取引されており(つまり米ドルに「釘付けにされて」おり)、このことが香港経済の成長および安定に寄与してきた。しかし、この通貨の釘付けがいつまで継続するか、ま

た、代替的な為替相場制度の確立が香港経済にどのような影響を及ぼすかは不確実である。ファンドの純資産価額は米ドルで表示されることがあるため、代替的な為替相場制度の確立は、関連するファンドの純資産価額の減少をもたらす可能性がある。

香港への投資のリスク

ファンドは、香港の発行体に投資することにより、香港に特有の法律、規制、政治、通貨、安全保障および経済に関するリスクにさらされることがある。PRCは、輸出および輸入の両方に関して、香港の最大の貿易相手である。中国の経済、貿易規制または為替相場のあらゆる変化は、香港経済に悪影響を及ぼす可能性がある。

香港経済は、PRC経済と密接に結びついている。中国経済は、ここ数年の間に急成長を遂げているが、この成長率が維持されるという保証はない。PRCは、大幅なインフレ率または景気後退に直面する可能性があり、これは経済および証券市場に悪影響を及ぼす。企業再編の遅延、十分に機能する金融市場の発展の低迷および汚職のまん延もまた、中国の景気動向の妨げとなっており、PRCは引き続き、公式な為替相場を自由化するよう貿易相手から大きな圧力を受ける。

PRCへの投資

PRCの経済リスク

(中略)

PRCの経済は、過去20年間に於いて大きくかつ急速に成長を遂げた。しかし、この成長は続く可能性もあれば、続かない可能性もあり、PRCの経済の異なる地理的地域および部門に均等に適用されない可能性がある。経済成長はまた、高いインフレの期間を伴った。PRC政府は、インフレを管理し、PRC経済の経済成長率を抑制するためのさまざまな措置を随時行っている。さらに、PRC政府は、PRCの経済を発展させるため、分権化および市場原理の利用を達成するための経済改革を実行している。これらの改革は、大きな経済成長および社会の進歩をもたらした。しかし、PRC政府がこのような経済政策を引き続き追求するという保証はなく、また、追求した場合に、かかる政策が引き続き奏功するという保証はない。かかる経済政策の調整および変更は、PRCの証券市場に悪影響を及ぼす可能性があり、よって最終的にはファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

これらの要因は、ファンドのボラティリティを上昇させ、よって投資家の投資の価値に対する損失リスクを増大させる可能性がある。

(後略)

4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等

<訂正前>

(前略)

稀薄化防止課徴金

取締役会は、ファンドの補償に定められるところにより、取引ごとの正味の申込みおよび/または正味の買戻しに際して稀薄化防止課徴金を課す権利を留保する。

<訂正後>

(前略)

稀薄化防止課徴金

取締役会は、ファンドの補償に定められるところにより、取引ごとの正味の申込みおよび/または正味の買戻しに際して稀薄化防止課徴金を課す権利を留保する。

シーディングに関する取決め

運用資産の少ないファンドについて、本投資法人のスポンサーであるUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(またはその関連会社の一つ)は、別途の契約において定められる最低金額を投資している投資者および市場参加者に対してシーディング手数料を支払う場合がある。シーディング手数料を受領する者は、別途の契約において定められる期間、該当する投資対象を保有することを表明および保証する。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(またはその関連会社の一つ)によって支払われるシーディング手数料は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(またはその関連会社の一つ)のみが負担し、関連するファンドまたは本投資法人に対しては請求されない。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーおよび管理会社は、かかる取決めにより、小規模のサブ・ファンドの成長が促進され、該当するファンドのその他の投資者の利益となると考える。ファンドの費用は、その多くが固定費であるため、多額の運用資産により、投資証券1口当たりのファンドの費用が減少し、少額の運用資産により、投資証券1口当たりのファンドの費用が増加する可能性がある。

リベート

管理会社またはその代理人は、ファンドの投資証券クラスの投資者に直接リベートを支払う場合がある。

リベートは、以下の場合に許可される。

- ・ 管理会社またはその代理人の報酬からリベートが支払われ、ファンドの資産を追加的に損なうことがない場合
- ・ 客観的な基準に基づきリベートが付与される場合
- ・ 客観的な基準を等しく満たし、リベートを要求するすべての投資者に対してリベートが同程度に付与される場合
- ・ リベートにより、リベート付与の対象となるサービスの質が向上し(例えば、サブ・ファンドの資産増加に寄与することで、資産のより効率的な運用が可能となり、サブ・ファンドの清算の可能性が低下し、および/またはすべての投資者が比例按分で負担する固定費が減少する場合など)、かつ、すべての投資者が、サブ・ファンドの報酬およびコストを公平に負担する場合

リベート付与の客観的な基準は、以下のとおりである。

- ・ リベートの対象となるファンドのクラスの投資者が保有する資産総額

以下の追加の基準が適用される場合もある。

- ・ 投資者が保有するUBS集団投資スキームの資産総額、および/または
- ・ 投資者が居住する地域

管理会社またはその代理人は、投資者の請求に応じて、リベートのさらなる詳細を無料で開示するものとする。

割戻報酬

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために割戻報酬 (retrocession) を支払うことができる。

(5) 課税上の取扱い

< 訂正前 >

(前略)

アイルランド

(中略)

その他の税務事項

本投資法人がアイルランド以外の国で発行された証券またはアイルランド以外の国に所在する資産から受領した所得およびキャピタル・ゲインには、当該所得およびキャピタル・ゲインが生じた国の税金 (源泉徴収税を含む。) が課される場合がある。本投資法人は、アイルランドと他の国の間で施行されている二重課税防止条約による源泉徴収税率の軽減による利益を受けることができないことがある。取締役は、本投資法人がかかる利益を受けるための申請を行うかに関して単独の裁量権を有し、かかる申請は管理事務上の負担が大きい、経済的な負担が大きい、またはその他実務上不可能であると取締役が判断した場合には、かかる利益を受けるための申請を行わないことを決定することがある。

本投資法人が負担した源泉徴収税の還付を受ける場合、本投資法人の純資産価額は改定されることはなく、還付時の比率に応じてその時点で存在する投資主に還付による利益が配分される。

情報の自動交換

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

アイルランド

(中略)

その他の税務事項

本投資法人がアイルランド以外の国で発行された証券またはアイルランド以外の国に所在する資産から受領した所得およびキャピタル・ゲインには、当該所得およびキャピタル・ゲインが生じた国の税金 (源泉徴収税を含む。) が課される場合がある。本投資法人は、アイルランドと他の国の間で施行されている二重課税防止条約による源泉徴収税率の軽減による利益を受けることができないことがある。取締役は、本投資法人がかかる利益を受けるための申請を行うかに関して単独の裁量権を有し、かかる申請は管理事務上の負担が大きい、経済的な負担が大きい、またはその他実務上不可能であると取締役が判断した場合には、かかる利益を受けるための申請を行わないことを決定することがある。

本投資法人が負担した源泉徴収税の還付を受ける場合、本投資法人の純資産価額は改定されることはなく、還付時の比率に応じてその時点で存在する投資主に還付による利益が配分される。

ドイツの投資家に関する特別な勘案事項

本投資法人は、特定のエクイティ・ファンドの特定のクラスについて、ドイツにおける税務報告上の地位を求める意向である。これに基づき、英文目論見書に記載される投資制限に加え、関連するファンドは、関連する英文目論見書補遺に定めるところに従い、その純資産価額の最小限の割合を、

エクイティ・パーティシペーション(以下「エクイティ・パーティシペーション比率」という。)に投資するという制限にも従う。この投資制限の適用上、「エクイティ・パーティシペーション」というときは、次のものを含む。

- (1) 証券取引所での正式な取引が認められるか、または金融商品市場に関する2004年4月21日付欧州議会および理事会指令2004/39/ECにおいて定義される、「規制された市場」の基準を満たす他の組織化された市場への参加が認められるか、または含まれている会社株式(預託証券を含まない場合もある)。
- (2) () EU加盟国または欧州経済地域の加盟国に居住し、法人所得税の適用を受け、免除されない場合、または() 少なくとも15%の法人所得税の対象となる他の州の居住者である、不動産会社以外の会社株式
- (3) UCITSの受益証券および/またはパートナーシップではないIAIFの受益証券で、(それぞれの投資条件において開示されているように) その価値の最低でも50%より大きい割合をエクイティ・パーティシペーション(以下「エクイティ・ファンド」という。)に恒久的に投資し、関連するファンドが保有するエクイティ・ファンドの受益証券の50%より大きい割合がエクイティ・パーティシペーションとして考慮されているもの
- (4) UCITSの受益証券および/またはパートナーシップではないIAIFの受益証券で、(それぞれの投資条件において開示されているように) その価値の少なくとも25%をエクイティ・パーティシペーション(以下「ミックス・ファンド」という。)に恒久的に投資し、関連するファンドが保有するミックス・ファンドの受益証券の25%がエクイティ・パーティシペーションとして考慮されているもの
- (5) エクイティ・ファンドまたはミックス・ファンドの受益証券で、エクイティ・パーティシペーション比率をそれぞれの投資条件で開示するもの
- (6) 週次ベースでエクイティ・パーティシペーション比率を報告するエクイティ・ファンドまたはミックス・ファンドの受益証券

上記(3)、(4)、(5)および(6)で述べた場合を除き、UCITSの受益証券および/またはパートナーシップではないIAIFの受益証券は、エクイティ・パーティシペーションとはみなされない。

本項の目的上、エクイティ・パーティシペーション比率には、英文目論見書に定める証券貸付プログラムを通じて貸し出されるエクイティ・パーティシペーションは含まれない。

上記の目標は投資制限として分類されず、当該目標を常に達成する保証はできない。

投資家は、取得されたドイツの税務報告上の地位がもたらす影響に関して税務顧問に問い合わせるべきである。

ドイツの投資家は、ドイツ投資税法に基づく「エクイティ・ファンド」、「ミックス・ファンド」または「その他のファンド」への投資の課税結果に関して、税務顧問と協議を行うべきである。

情報の自動交換

(後略)

第四部 特別情報

第3 その他

< 訂正前 >

(前略)

交付目論見書の概要

UBS (I r l) ファンド・ソリューションズ・ピーエルシー

- MSCI ACWI エス・エフ UCITS ETF

(中略)

お申込単位	原則として、クラス(米ドルヘッジ) A-acc投資証券については10万米ドル以上、10万米ドル単位であり、クラス(日本円ヘッジ) A-acc投資証券については10万米ドル相当額以上、10万米ドル相当額単位です。但し、本投資法人の取締役会が随時許可する場合、これよりも低い金額での申込みが許容され得ます。詳細については日本における販売会社にご照会下さい。
-------	--

(中略)

報酬	管理報酬等 下記のサブ・ファンドの平均純資産額に基づいて計算される報酬
	サブ・ファンド名 定率報酬
	<u>MSCI ACWI エス・エフ UCITS ETF</u> 年間0.21%

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

交付目論見書の概要

UBS (I r l) ファンド・ソリューションズ・ピーエルシー

- UBS MSCI ACWI エス・エフ UCITS ETF

(中略)

お申込単位	原則として、クラス(米ドルヘッジ) acc投資証券については10万米ドル以上、10万米ドル単位であり、クラス(日本円ヘッジ) acc投資証券については10万米ドル相当額以上、10万米ドル相当額単位です。但し、本投資法人の取締役会が随時許可する場合、これよりも低い金額での申込みが許容され得ます。詳細については日本における販売会社にご照会下さい。
-------	--

(中略)

報酬	管理報酬等 下記のサブ・ファンドの平均純資産額に基づいて計算される報酬
	サブ・ファンド名 定率報酬
	<u>UBS MSCI ACWI エス・エフ UCITS ETF</u> 年間0.21%

(後略)

別紙 A

<訂正前>

(前略)

(a) 以下に所在する一切の証券取引所

 EU加盟国 EEA加盟国 オーストラリア、カナダ、香港、日本、ニュージーランド、スイス、米国または英国 (EU加盟国ではない時)

(b) 以下のリストに含まれる一切の証券取引所

(中略)

中国 - 上海証券取引所および深セン証券取引所

(中略)

韓国 - 韓国証券取引所

(後略)

<訂正後>

(前略)

(a) 以下に所在する一切の証券取引所

 マルタを除く EU加盟国 リヒテンシュタインを除く EEA加盟国 オーストラリア、カナダ、香港、日本、ニュージーランド、スイス、米国または英国 (EU加盟国ではない時)

(b) 以下のリストに含まれる一切の証券取引所

(中略)

中華人民共和国 - 上海証券取引所および深セン証券取引所

(中略)

大韓民国 - 韓国証券取引所

(後略)